

東京大学モビリティ・イノベーション連携研究機構と和光市との
相互協力・連携に関する基本協定書

和光市（以下「甲」という。）と東京大学モビリティ・イノベーション連携研究機構（以下「乙」という。）は、相互の協力及び連携に関する基本的事項について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互の密接な協力と連携により、自動運転をはじめとする先端技術の実装や共同研究などにより、これらの研究や地域での課題に迅速かつ適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成を図り、関連する学術の発展に寄与することを目的とする。

（協力・連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項の実施に努める。
（1）関係組織との協力による自動運転技術の社会実装に貢献すること
（2）自動運転技術など地域交通の充実及び産業の振興に関すること
（3）特色あるまちづくりに関すること
（4）関連する学術の発展に寄与すること
（5）教育・人材育成に関すること
（6）本協定に基づく相互協力、連携の成果を国内外へ周知すること
（7）その他本協定の目的を達成するために必要な事項

（事業実施）

第3条 甲及び乙は、前条各号に掲げる事項の円滑な推進を図るため、必要に応じて協議を行う。

（協定期間）

第4条 本協定の協定期間は、協定締結日から令和8年3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の1月前までに、甲又は乙が書面により、本協定を終了させる旨の申し出がなされないときは、協定期間は更に1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

（協議）

第5条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について必要がある時は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年9月24日

埼玉県和光市広沢1番5号
甲 和光市
和光市長

東京都目黒区駒場四丁目6番1号
乙 国立大学法人東京大学
モビリティ・イノベーション連携研究機構 機構長